

平成 20 年度 第 1 回 徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成 20 年 5 月 27 日 (火) 9:00 12:00	
開催場所	徳島市役所 6 階 入札控室	
出席者	委員会	井上委員長・鈴木委員・長地委員・成行委員・野村委員
	徳島市	藤本土木部監理課長 吉田水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員
審議案件	一般競争入札	2 件
	公募型指名競争入札	2 件
	(通常)指名競争入札	4 件
	随意契約	2 件
	合計	10 件

議事概要

委 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について	
<p>◇ 県が随意契約の方法の見直しをすることが新聞紙上にでていたが、徳島市も同様に見直しを検討しているのか。</p> <p>◇ 監理課から、入札・契約制度の改正について、説明を受けたが、水道局も同様の方法とするのか。</p>	<p>1 対象期間(平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)の発注工事について</p> <p>2 平成 20 年度における工事等の入札・契約制度の改正について</p> <p>◆ 監理課が取り扱う工事・業務委託については、特殊な案件を除き、ほとんど随意契約の対象となる案件がない。物品購入については、管財課が所管しているが、詳細は承知していない。 水道局に関しても、同様である。</p> <p>◆ 水道局もこれまで同様できるだけ監理課が示している方向で対応したいと考えている。監理課の改正内容を後追いするかたちで対応していきたい。</p>
審議 1 <一般競争入札> 市民病院新築工事その 6(解体工事)	
	(病院局)
<p>◇ 落札率がこのように低いのは何が理由なのか。また、予定価格の設定に問題はなかったのか。</p>	<p>◆ 調査基準価格を下回る金額であったため、実際に契約内容がそのまま履行できるのかという疑義をもち、会社に対する事情聴取を行い、低入札価格調査委員会での審議を行った。会社側は、①解体の専門業者なので、機器・最終処分場も保有している、②作業員もいる、③このため、この工事単体に関して赤字になる訳ではない、④契約内容の履行は可能であるとの説明であった。この案件に関しては、市でもかなり議論したが、絶対に落札業者が契約内容を履行できないとまでは断定できなかった。</p> <p>予定価格については、解体用機器等を保有していることを前提に設定していない。これが、落札価格と予定価格の間に大きな乖離が生じた原因であろうと考えている。</p>

委員	徳島市
◇ 入札業者について、一方の業者は解体の専門業者で機器等を保有している、他方の業者はレンタル等で機器等を確保しなければならないとすれば、公平な競争という観点から問題はなかったのか。また、JVの組み方に問題があったのではないのか。	◆ この案件のJVは、市内の建築業者と解体業者との組み合わせとしている。従って、落札した会社以外のJVでも落札業者と同様の条件を備えている。今回こうした落札率となったのは、どうしてもこの案件を受注したいという落札業者固有の事情もあったのではないかと考えている。
◇ 平成20年6月から実施される新しい低入札価格調査制度では今回のようなケースはどう取り扱われるのか。	◆ 新制度では、失格基準価格と失格判断基準が設定されるため、今回の応札のケースであれば、概ね全てについて、失格となるものと思われる。
◇ 新しい低入札価格調査制度では、調査基準価格等の設定が高くなりすぎているのではないのか。	◆ 国が調査基準価格の設定水準を土木で予定価格の約73%から約80%に上昇させ、市もこれにならった結果である。建築も同様に上昇している。
◇ 予定価格の設定方法について、説明してもらいたい。	◆ ①市が設定している単価、②建設物価、③公共工事の歩掛かり表があり、これらに掲載されている項目を①②③の順番に採用し、積算している。建設物価に1㎡あたりの解体単価があるため、これを積み上げるだけで、機器等の設備の有無は公共工事の場合関係がない。このため、市の裁量が入る余地がほとんどない。
◇ 基準書等の価格が、市場の実情と乖離しているのではないのか。	◆ あり得るかも知れない。
◇ 建築関係の落札率は、どの案件についても、ほぼ85%である。予定価格・最低制限価格の事前開示が理由ではないのか。	◆ 最低制限価格については、国が調査基準価格として定める上限を予定価格の85%とし、下限を予定価格の2/3とする一定の基準があり、これを地方自治体にも採用するよう指導がある。実際に見積金額を積み上げた結果は、85%を超える場合があるかも知れないが、最低制限価格に上限があるため、予定価格の85%にさげて応札するケースがあるためだろう。また、最低制限価格については、これまで事前公表してきた。こうした要因が、ご指摘の落札結果につながったものと推測している。この結果、くじによる落札も増加してきている。こうした問題点に対応するため、今回の入札・契約制度の改正を行うこととしている。
◇ 工事費の支払方法は、前払金を支払い、残金は契約の目的物を市に引き渡して支払うというかたちとなるのか。	◆ 基本的にはお見込みのとおりだが、通常出来高検査を行い1/2以上の完成を確認して行う中間前払の制度もある。徳島市公共工事標準請負契約約款第34条第1項に規定するものが前払金で、同約款第34条第3項に規定するものが中間前払金である。本案件については、中間前払金の支払は行っていない。ただし、年度末における既済部分について支払うことができる年度末出来高払を1回行っている。従って、現在の支払状況は、平成19年度の前払金・年度末出来高払金の合計額で約4,800万円である。

委員	徳島市
審議 7 <一般競争入札> 第 4 期拡張事業 第十浄水場拡張工事(ポンプ棟・浄水池) (水道局)	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 入札参加の申請は 2 者しかなかったのか。 ◇ この工事によって水道の供給能力はどれくらい上がるのか。人口的にはどうか。 ◇ 特殊な工事ではないのか。 ◇ 地震などで給水ができなくなったときを想定しているのか。 ◇ 国庫補助などは受けられるのか。 ◇ この案件は共同企業体でなければ応募できないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 参加資格を有すると思われる業者は 37 者あったが、名古屋市発注の地下鉄工事談合などによって 6 者を除いた業者が指名停止であった。このため、申請数が少なかったと考えている。 ◆ 送水する能力が現在の 66,000m³ から 99,000m³ へ上がり、徳島市の大部分の地域へと送ることができるようになる。普及率では 90.2% 程度の能力となる。 ◆ 設計としては従来のものであるが、大地震の到来もさげばれていることから、耐震性を高めたつくりになっている。 ◆ ポンプが故障したときには、他のポンプで補助できるような配管をするようにしている。 ◆ 補助を受けられるように検討はしたが、水道の原価などの基準で、徳島市は補助を受けにくく、この工事でも補助は受けられない。 ◆ 10 億円以上の土木・建築工事であり、特定建設工事等共同企業体取扱要綱にしたがって、県内業者と県外大手業者の共同企業体での応募とした。
審議 8 <指名競争入札> 徳島市幸町 2 丁目～3 丁目配水管布設替工事 (水道局)	
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 入札参加業者どうしが入札までに顔をあわす機会はあるのか。 ◇ 入札価格にあまり差がないがどうしてか。 ◇ 郵便入札はいつから実施するのか。 ◇ 夜間の水道工事などでは、少数の業者に当番制をしいたりする自治体があると聞くが、談合を助長するものではないのか。 ◇ 契約の変更はどのようなときにおこなうのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指名競争入札の場合、設計書の閲覧で顔を合わせる可能性はある。 ◆ 予定価格と最低制限価格を公表しているため、似たような入札価格になっていると考えている。 ◆ 6 月 1 日以降に公表する 2 千万円以上の入札で実施する。 ◆ 徳島市では配水管維持を直営の職員がおこなっており、24 時間体制で修繕にあたっている。配水管布設業者に当番を求めているではない。 ◆ 当初の設計と給水件数や配水管の布設延長などが変わった場合に契約の変更をおこなう。必ずしも増額ばかりではなく、件数が減少したばあいなどは減額の契約変更をおこなうときもある。
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 水道局ではこういった契約保証を求めているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保証会社の保証など、一般の土木工事と同じものを求めている。

委員	徳島市
◇ 請負業者が工事を完成することができなくなった場合の保証は金銭的なものだけなのか。他の業者が工事を引き継いだりはしないのか。	◆ 以前は業者どうしでの保証を求めていたときもあったが、談合を助長するのではという問題もあり、現在は金銭的保証のみとしている。
審議 9 <指名競争入札> 本町北地区電線共同溝配水管布設替工事(その3) (水道局)	
◇ 共同溝とあるが、水道管も電線などと同じところに布設しているのか。 ◇ 工事内容的にはどの業者が施工してもコスト的かわりはないのか。	◆ 水道管は共同溝の外側に布設する。電線共同溝工事と同時に水道管布設工事を施工するもので、共同溝と水道管に関連はない。 ◆ コスト的にはかわらないが、道路の改良工事ともなって他の関連業者との協議が必要となる工事である。このことから、施工能力に加えて管理能力も考慮して、大手業者を選定した。
審議 10 <随意契約> 渭北橋添架鋼管維持補修工事 (水道局)	
◇ 代金は当初の契約金額を支払ったのか。 ◇ 現在はどのような状態なのか。 ◇ 契約を解除することは、年間に何度かあるのか。	◆ 請負業者が提示した当初の設計工法では施工ができないという申し出があり、発注者と請負業者、双方の協議によって代金は支払わずに契約を解除することになった。 ◆ 現在は応急的な修繕をほどこしており、今年度中には抜本的な修繕をおこなえるよう、作業を進めている。 ◆ ない。今回は請負業者側から他の工法による施工提案があったが、当初の施工目的とは大きく異なるものであったことから、一度契約を解除し、改めて設計・発注の段階から見直すという手段を選択した。
指名停止等の状況について	
	対象期間(平成 19 年 10 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)の発注工事について ◆ 33 業者に対し、指名停止措置を行った。(監理課) ◆ 32 業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)